

地域の力で災害に強い

まちづくりを！

～三原市避難行動要支援者避難支援事業のご案内～

三原市役所 （三原市港町三丁目 5 番 1 号）

市では、災害時に「自力で避難することが困難な」高齢者や障害者のみなさまに、安全・確実に避難していただくために、「三原市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しました。このプランにより、自助及び地域の共助を基本に、地域において情報伝達や避難誘導などの避難支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざしていきます。



1 なぜ、避難支援が必要なの？

大規模な災害発生直後は、電話の不通や道路の寸断などにより、消防や警察などの公的機関は現場に到着できなかったり、到着が大幅に遅れたりするなど、充分な対応ができない可能性があります。

このようなときには、近所のひとや自主防災組織などが一致協力し、地域ぐるみで安否確認や避難支援などの対策を行うことが重要となります。



2 どんなことを登録するの？ どう使われるの？

町内会・自主防災組織などに「①氏名・②性別・③生年月日・④住所・⑤電話番号・⑥その他（介護認定の有無、障害手帳の有無）」といった個人情報をお見せすることに同意をしたひとの名簿を作ります（以下、「同意者名簿」という。）。この名簿は、災害時に活用されるほか、非常時を想定した訓練の実施に活用されます。



3 対象になるひとは誰なの？

在宅で生活するア～カのみなさんが避難行動要支援者としての対象となります。

※ ほかに、実態に応じて、対象になることもあります。家族などの支援が困難なため、非常時には周囲の助けがほしいと思われるひとは、高齢者福祉課にご相談ください。

【障害のあるひと】

- ア 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所有するひと
- イ 療育手帳 Ⅲ または A を所有するひと
- ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所有するひと

【要介護のひと・高齢者】

- エ 介護保険の要介護 3 以上のひと
- オ 75 歳以上の一人暮らしのひと
- カ 75 歳以上の高齢者のみの世帯





4 避難支援の仕組みはどうなっているの？

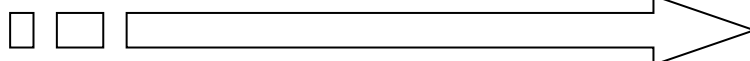
3で示した避難行動要支援者のうち同意者名簿に登録されている要支援者一人ひとりについて、「要支援者の状況」「緊急連絡先」「避難場所等の避難支援」ということをまとめた「個別計画」を作成し、いざというときに避難誘導などに活用します。

また、この個別計画を使って防災訓練を実施することなども有効な手段として考えられます。避難支援の流れを簡単に示すと次のようになります。



避難行動要支援者

3の【障害のあるひと】に該当するみなさん
【要介護のひと・高齢者】に該当するみなさん
のうち、



① 「氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・その他（介護認定の有無、障害者手帳の有無）」の情報を、避難支援等関係者に見せることに同意したひと

② 市が名簿を作成します



③ 該当する地区の同意者を抜き出した名簿を提供します

- ④ 災害時における避難支援
- 個別計画の作成・共有
 - 防災訓練等の実施
 - 避難支援・誘導
 - 安否確認



名簿登録者



協定書を交わした避難支援等関係者

【避難支援等関係者】

- 町内会・自治会などの自治組織
- 自主防災会 など

【みなさまとのお約束】

個人情報、市役所及び避難支援等関係者において適正に管理し、普段からの支援と災害発生時の避難支援以外の目的には使用しません。



5 地域で安心して暮らすために

災害から身を守るためには、「自らの命は自らで守る」という自助と、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の考え方がとても大切になります。

避難支援等関係者も含めた地域に暮らすすべてのひとたちが、安心して安全に暮らしていけるよう「避難行動要支援者避難支援プラン」へのご理解・ご協力をよろしくお願いします。



問い合わせ先

- 高齢者・支援制度に関すること
- 障害のあるひとに関すること

高齢者福祉課 電話：0848-67-6055
社会福祉課 電話：0848-67-6057